

論 説

リースと収益認識に共通する新会計概念の検討

藤 田 敬 司

目 次

- I. はじめに
- II. イスラム金融と IFRS における法形式主義と経済実態主義の葛藤
- III. リース取引の二面性とリース資産負債を認識する論理
- IV. リース再 ED (2013) によるコンポーネント・アプローチ
- V. 収益認識 IFRS15 号 (2014) によるコンポーネント・アプローチ
- VI. 概念見直し案 (2013) とリース再 ED および IFRS15 号の関係
- VII. 新会計概念の問題点
- VIII. おわりに：具体例を通じてこれからの財務情報のあり方を考える

I. はじめに

国際的会計基準の設定者である IASB/FASB は、US・GAAP と IFRS の収斂を目指して近年にわたって合同作業を続けてきたが、2013 年から 2014 年にかけて、これからの企業会計と財務情報に多大な影響を与えると思われる 3 つの改訂基準及び草案を公表した。①リース会計基準改訂のための再草案（以下“リース再 ED”という）、②顧客契約の収益認識 IFRS15 号、③概念的枠組みの見直しへの討議資料（以下、“概念 DP”という）である。確定基準となったのは②だけであり、①と③はいまだ審議継続中であるが、いずれも過去数年間の検討を踏まえており、内容が濃く、相互に密接な関係にある。3 者を結びつける紐帯はいろいろあるが、ここで特に注目するのは、(a)「リース会計や収益認識における非金融資産の認識中止（オフバランス化）」であり、その際に適用されるのは (b)「資産や契約を構成要素に分けてオフバランス化するコンポーネント・アプローチ」。これらの手法を支える新しい概念は (c)「拡大された資産」、(d)「顧客契約の法的形式よりも取引の実態判断」、(e)「顧客による資産（サービスを含む）の支配取得」等である。これらの手法や概念が上記①～③の中で絡み合っている構造や問題点を解明するのが本稿の目的である。

序章となる II 章では「顧客契約の法的形式か取引の実態判断か」について考える手がかりとしてイスラム金融のリースを取上げる。III～IV 章ではリース会計、V 章では収益認識のコンポーネント・アプローチに集中し、VI～VII 章では 2 つの会計に跨る新会計手法と概念を、問題点を含めて検討する。

II. イスラム金融と IFRS における法形式主義と経済実態主義の葛藤

次の III 章以下でリース再 ED による「使用権モデル」の内容を検討するに先立ち、本章では

イスラム金融としての使用権リースの仕組みを検討する。リース会計は常に、賃貸借契約という法形式に捉われることなく、取引の経済実態を金融を伴う実質売買か否かを判断するところから始まるが、利息の授受を嫌うイスラム金融の一端を担うリースでも、実質売買と判断されないように契約形式に独特の工夫を凝らしている。ところが契約形式をもって取引の経済実態を変えることはできない。

1. イスラム金融の拡大と多様化

世界のイスラム金融の資産額は 2 兆ドル規模に拡大し、金融商品の種類も増えている (11 月 28 日付け日経新聞)。イスラムの教義 (シャリア法) では、利息と豚肉とアルコールはご法度である。ただ利息の支払いが禁じられていてもビジネス上の資金調達は不可欠であり、何らかの形で資金コストを支払う必要がある。そのため、イスラム諸国では 1970 年代から金利なきファイナンス手法が種々開発されてきた。資金の借手・貸手の利益シェアリングや手数料などの名目で資金コストを支払うことが多いが、「使用権リース」(“イジャラ”) もその一つである。その仕組みは、2010 年のリース公開草案 (ED) や 2013 年の再 ED が提案する「使用権モデル」と一見似ているが、中身の違いは以下で分析する。

2. イスラム版ファイナンス・リース

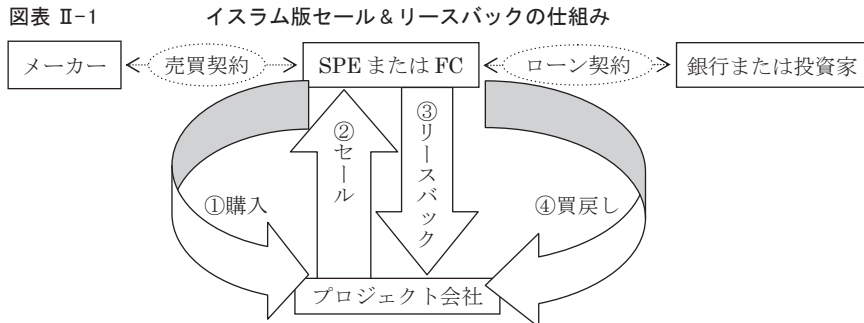
“イジャラ”にも 2 つのリースがある。オペレーティング・リースではイスラム銀行は購入したリース物件をリースしリース料を受取る。このリース料は実質サービス・フィーだから金利は表面に出ない。他方のファイナンス・リースでは、リース期間中は物件の所有権は貸手 (lessor) に残し、借手 (lessee) に使用権を貸す。ここまでは IFRS リース改訂案の「使用権モデル」はここからヒントを得たのではないと思われるほど酷似する。ところが、イスラム金融ではリース期間終了後は貸手からリース物件の所有権が借手に移転する契約が前提となっている。このままでは、実質売買型ファイナンス・リースであり、リース料が金利を含むのは暗黙の了解事項である。この欠陥を補正するためであろうか、“賃貸借契約と売買予約は別建てとしなければならない” (長岡慎介 (2011))。

なお、リース期間終了後の売買予約は、たとえそれが一方的約束によるものであっても、他方はそれに応じるモラル上の義務を負うというイスラム法解釈もある (本章 4 項参照)。

3. イスラム版セール & リースバック

さらにファイナンス性が強い「セール & リースバック」となるとどうなるか。まず借手はオリジネーターとなってリース金融専門の特別目的会社 (SPE) を窓口として銀行から資金を借りる、またはファンディング会社 (FC) から債券 (スクーク) を発行して投資家から物件購

入資金を調達する。真の借手であるプロジェクト会社は SPE または FC から一旦物件を購入したうえで、セール & リースバックを行う。リース期間終了後は SPE または FC から物件を買戻す。以下の図では、SPE またはファンディング会社 FC を中心に据え、メーカー、銀行・投資家との取引は上部に、プロジェクト会社との複雑な取引は左から右へ、①の購入から②と③のセール & リースバックを経て④買戻しへと示している。



（図表は Karen Hunt-Ahmed (2012) の Exhibit 9.10 を参考に筆者作成）

上記図表によるセール & リースバックの仕組みは、通常のリース当事者以外に、銀行または投資家からの長期ローンと特別目的会社を起用する点レバレッジド・リースと似ている。ただし、SPE または FC の実態がプロジェクト会社の分身であれば、連結ベースでは取引①～④が相殺消去される。その結果、プロジェクト会社がローン契約の当事者であり、セール & リースバックの実態はファイナンスであり、利息支払いの当事者となる。

4. 形式主義と実態主義

イスラム金融の根幹であるコーランの教義は社会制度として律法化されている。こうした律法主義は形式主義だといわれる。（形式主義は細則主義に通じるから）、民法から商取引に至るまで詳細に規定され、社会的秩序を乱すことは宗教的背信行為とみなされる（井筒俊彦『イスラム文化』Ⅱ法と倫理、岩波文庫。カッコ内は筆者による補足意見）。したがって、リース終了後の売買予約を別建てとすれば実質ファイナンスとみなされない（上記2項参照）。また、単純なファイナンス・リースであっても、セール & リースバックであっても、名目的に資金調達子会社を起用すれば金利支払禁止のタブーは回避できる。他方、IFRS15号では、複数契約であってもほぼ同時に交渉成立した契約はシングル契約とみなし（para17）、概念的枠組み改訂案では連結グループ内取引では売買の意味を為さない（para4.33）から、IFRSを適用すれば、実質的にプロジェクト会社自身が直接ファイナンス取引をしたことになる。

先述のように、IASBの「使用権モデル」はイジャラーの「使用権リース」と似ている。2010年の公開草案では、オペレーティング・リースを含めてすべてのリース契約に係る権利

義務を資産負債としてオンバランス化するため、「使用権リース」一本やりであった。そのためリースがもつ資金調達機能やサービス機能を無視する案となっていた。その点を改め、3つのタイプに分類したのが再 ED (2013) である。したがって、解約可能な短期リースや解約不能リースのなかのタイプ B (不動産) においては、借手は利息を含めて定額償却するから利息が表面にでない。だがタイプ A (不動産以外) となると、利息と償却費を区分し、利息は債務残高に応じて償却するから、リース料の中に利息要素が存在することは明らかな事実となる。

III. リース取引の二面性とリース資産負債を認識する論理

ここでは、まずファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分する現行基準の内容と問題点を整理する。ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの2つを概念的には区分できたとしても、実務上どのように区分するかは難しい課題である。現行リース会計基準は、実態重視の IAS17 号にしてもこの課題に十分対応できていない。形式的な数値基準を許容する日米基準にあつては、契約条件を操作して借手側がリース資産負債認識不要のオペレーティング・リースに持ち込みオフバランスシート金融を正当化する。

次いでリースが本来持っているファイナンス機能とサービス機能を確認することによって、すべてのリースに共通するリース資産負債をオンバランス化すべき論理を考える。その結果を踏まえて再 ED の内容を検討すると、リース会計がなぜ・どのように変わるかが判り易くなるはずである。他方、形式よりも経済実態優先する IFRS であるが、再 ED においてもある程度形式基準に頼らざるを得ない事情が明らかになる。

1. ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分する現行基準

リース取引の経済実態は「分割払い」による資産購入に等しい場合が少なくない。そのようなファイナンス・リース (以下、FL という) については、先述のオフバランスシート金融の弊害を防ぐために、借手 (レシー) はリース資産とリース負債を認識する。他方、形式的にまたは実態からみて資金調達による資産購入とは言えないオペレーティング・リース (以下、OL という) にあつては、借手はリース資産負債を認識することなく、支払リース料のみを支払う都度認識する。したがって、この2つの区分は実務上きわめて重大であり、そのためにいろいろな指標が使われている。ここでは形式基準、とくに現行日米基準で使われている数値基準に注目すると、リース期間が耐用年数の 75% 以上か。リース料総額がリース資産の公正価値の 90% 以上か。これらの数値を超えていれば FL、それ以外は OL とみなす。こうした数値基準は、契約条件を形式的に変えることによって FL を OL にみせかけ、借手が本来オンバランス化すべきリース資産負債をオフバランス化することを容易にする。経済的に同じ取引を異なる形で会計処理できれば、財務報告の比較可能性が損なわれる。ところが、形式も実態もとも

に賃貸借の OL もあるから、2つのリースを正確に区分するために形式基準をいくら追加しても巧く行かない、わが国基準のように、FLを「所有権移転リース」と「所有権移転外リース」に区分しても、問題を複雑化するだけであり、根本から解決することは難しい。実態基準の IAS17号はどうかといえば、75%に代えて“major parts”，90%基準に代えて“substantially all of the fair value”という表現を使う。数値を定性的な言葉に置き換えてみても実務者にとっては戸惑うばかりであり、やはり数値基準のほうが良いということになり勝ちである。そこでいっそのこと2つの区分を無くし、すべてのリースについて、「使用权」と「利用料支払義務」をオンバランス化しようとしたのが2010年のIASBとFASBの共同改訂草案(ED)であった。

図表Ⅲ-1 リース会計基準の国際比較

	IFRS (IAS17)	US (SFAS13)	ASBJ13号
リースの定義またはオンバランス化要件	対価を支払うことによりある資産を一定期間使用する権利	解約不能, 所有権移転規準・数値基準あり, 特別仕様規準なし	解約不能, 所有権移転規準・特別仕様規準あり, 数値規準あり
借手側に立つリースの分類(いずれの基準にあっても, FLに該当しなければ OLに分類する)	Finance leases ・リース物件の所有権の移転するかどうか ・所有に起因するほとんどすべてのリスクと便益が借手に移転するかどうか	Capital Lease ・所有権: 借手に移転 ・リース期間: 耐用年数の75%以上, ・リース料総額: リース資産の現在価値の90%以上	ファイナンス・リース ・所有権移転リースと移転外リースに区分(97項) ・所有権移転条項のほか, 2つの“概ね”数値基準以上はFL。
FLの借手側の会計	リース物件の公正価値相当額またはリース料総額の現在価値, いずれか低い方を資産負債として計上。	ミニマムリース料の現在価値または公正価値いずれか小さい方を資産負債に計上。	売買処理。リース料総額から利息相当額を控除した金額でリース資産負債に計上。(少額リースには簡便法あり。)
OLの会計	賃貸借処理	賃貸借処理	賃貸借処理

2. リースを区分する「リスク・便益移転基準」と「形式プラス数値基準」

上記図表Ⅲ-1が示すように、IFRS17号は、リスクと便益の移転という実態基準を使い、SFAS13号と日本基準では、2つの所有権の移転に係る形式基準に加えて2つの数値基準を使ってOLとFL(米国のキャピタル・リース)を区分している。日本基準では、2つの所有権移転基準を満たす「所有権移転リース」と、将来においてもリース資産の所有権移転はない「所有権移転外リース」に区分しているが、ともにファイナンス・リースであることに変わりはない。¹⁾

1) 2007年の基準改訂以前には、所有権移転外リースは、注記することを要件に、賃貸借処理を認められていた。業界はわが国のリース取引は、“金融”ではなく“物融”だと主張し、わが国企業の大半は「所有権移転外リース」を活用してオフバランス金融を行っていた。改訂基準ASBJ13号によって例外措置は禁じられたが、それ以前からの取引には引続き例外が認めている(適用指針130項)。スカイマークの例はその残滓であろう(注2参照)。

角谷典幸・菅原智 (2014) は、日本基準を「ルールを伴う原則主義アプローチ」と呼び、「2007 年に所有権移転外リースについて賃貸借処理を認める例外規定が廃止され、IFRS と同等の実質的な判断力が行使されるようになった」という。しかし、長期性資産のリースにあっては、“概ね” にせよ数値基準によって区分すれば、契約条件を操作し FL を OL に見せかける可能性は高い (Ⅶ章のスカイマークの例参照)。その意味では ASBJ13 号はルール型基準と分類されて然るべきであろう。

他方、IAS17 号は、所有権に代えて使用权を使い、数値基準に代えて所有に起因するリスク・便益基準を使う。使用权は FL と OL の垣根を取り払い、リスク・便益基準は高度な実態判断を必要とするが、主観に左右される面が増えることは否定できず、比較可能性を欠くと批判されている。下記図表 3 では、FL に限定して SFAS13 号を IAS17 号と比較するが、オフバランス金融の盛んな米国ではリース資産負債のオフバランス化がいかに容易かが判る。

図表Ⅲ-2 ファイナンス・リースの区分要件比較：IAS17 号対 SFAS13 号 (ASC840)

ファイナンス・リース	IAS17	SFAS13 号 (ASC840)
リース終了時の所有権の移転	The lease transfers ownership of the property to the lessee by the end of the lease term.	
割安購入選択権	The lease contains a bargain purchase option.	
リース期間とリース物件の耐用年数の関係 (日本では概ね 75%)	Major part of the economic life of the leased asset.	Equals to 75% or more of the economic life of the leased asset.
リース料総額とリース物件の公正価値の関係 (日本では概ね 90%)	Substantially all of the fair value of the leased asset.	Equals or exceeds 90% of the fair value of the leased asset.
Specialized assets 借手向け特別仕様の資産	The leased assets are of a specialized nature such that only the lessee can use them.	不在
Cancellation costs リース解約損失負担者	If the lessee can cancel the lease, the lessor's losses are to be borne by the lessee.	不在
Residual value risk 残存価値変動リスク負担	Gains or losses will accrue to the lessee.	不在
Bargain renewal option 割安料金のリース更改権	The lessee can continue the lease at a rent that is lower than market rent.	不在

3. オフバランスシート金融に使われるリース

事務機器のような日常的資産を買う企業は、内部留保資金を使うが、大型長期投資を実行するには銀行借入や社債発行によって外部資金を調達し不動産・プラント等を購入する。このような資産購入に外部資金を調達すればバランスシートは確実に膨らむが、リースを活用すれば、資金調達と資産購入は不要となり、購入と同一の経済効果が得られる。また固定資産台帳など

を通じた管理のための費用や手間が省ける。

制度会計上、リース資産・負債のオフバランス処理が許されるならば、資産利益率は向上し、負債・持分比率は低下する。これがリースに担わされるオフバランスシート金融（off balance-sheet financing）である。それが盛んな米国では、大半の企業が連結対象外のSPEを起用し、本来であればオペレーティングに分類すべきリースをキャピタル・リースに衣替えする手法が“節税目的”にも使われている（R・Bakerほか *Advanced Financial Accounting* Chapter3）。会計ルール（数値基準）を巧みにかいくぐってオフバランス化する行為（米国では“エンジニアリング”と呼ぶ）の結果、リースの借手（レシー）はリース資産と長期負債をオンバランスすることなく、注記するに止める。普通の投資家には分り難い財務情報となる。リース資産負債をオフバランス化し“無借金経営”を誇る航空会社経営者がわが国に表れた²⁾。これがリース会計の問題点であり基準改訂が度々議論されてきた所以である。

4. サービスビジネスとしてのリース

リース契約の形式は賃貸借であるから、リース物件の保守修繕等のメンテナンス義務は貸手側（リース会社）にある（民法606条）。ただ、特約によってリース会社は自社リース資産のメンテナンス義務を免除されていることが多い。

そうであっても、汎用性が高い標準仕様物件を対象とするオペレーティング・リースやレンタルの場合、ユーザーの費用負担のもとで、リース会社がメンテナンス・サービスを行う契約を結ぶことが多い。同じく汎用性が高い建設機械、工作機械、医療機械については、オペレーター付きオペレーティング・リース契約もある。借手側（ユーザー企業）としては、リース会社のメンテナンス・サービスを受け、その費用は自社所有における資産管理費用（固定資産台帳による管理業務や減価償却計算業務などの費用を含む）を下回る。サービスの拡充によって専門性が高まりボリューム・ディスカウントが働くからである。

そのほかに資産管理サービス、メンテナンス・サービスを加え、複数のサービスを提供するのがリース会社である。リースを活用することは「所有」よりも「使用」を選ぶことであり、使用者はリース資産の使用による便益に加えて、リース会社による各種サービスを楽しむことができる。³⁾

5. リース資産負債をオンバランス化する論理

米国概念フレームワーク SFAC6号は、資産とは「企業が取得し（obtain）、支配できる

2) 2015年1月末民事再生法適用を申請したスカイマークについてはⅧ章参照。

3) 加藤久明（2007）第1章参照。リース協会はこれから、“わが国特有のリース事情”を振りかざしてリース資産負債のオンバランス化に反抗するよりも、サービスビジネスとしてのリースをアピールすべきである。

(control), ほぼ確かな (probable) 将来キャッシュフロー」と定義する。⁴⁾

IFRS の概念ステートメントでは“潜在的なキャッシュフロー創出力”と定義し、資産の定義は法的所有権を前提としていない (para4.12)。また、リースの借手は当然のことながら、リース資産を使用することによって経済的便益を得られると期待する。そうであれば、それは“ほぼ確かな、潜在的将来キャッシュフロー”である。よって、所有権の有無にかかわらず、契約によって確保された使用权こそリース資産として認識すべき根拠となる。

他方、負債は「将来資産を犠牲にする法的義務、衡平法上の義務、推定的義務」と定義される。借手は、まず解約不能なリース契約によって、固定されたリース期間にわたり、リース料を支払う義務を負うから、自分の負債を認すべきである、ということになる。

IV. リース再 ED (2013) によるコンポーネント・アプローチ

リースを資産の「所有権」を巡って FL と OL に分類し、別々の会計処理を許す現行基準は財務情報の比較可能性を毀損している。これを改めようとしたのが 2010 年 ED による「使用权」であり、すっきりした形でリース会計を統一し、複雑性を低減するキー・コンセプトである。

1. 使用权モデルの根拠

リース基準比較表 (図表Ⅲ-1) から明らかなように、IAS17 号はリースの区分には「所有に伴うリスクと便益の移転」を使う一方、リースを定義するときには「使用权」(right to use the underlying assets) を使っている。その理由は、IFRS の概念フレームワークによる資産の定義では、資産の多くは所有権と結びつくが、経済的便益は所有による法的支配権がなくても実質的に便益を支配できる権利は資産であると認めているからである。

米国にあっても、会計理論書や会計テキストでは、購入による長期資産の所有権取得に代替する方法としてのリースを借手による「使用权」の取得と位置付けている。⁵⁾

わが国リース会計基準にあっても、所有権移転外ファイナンス・リースは「モノの売買というよりも使用权の売買の性格を有する」(38 項 (2) 参照) というが、リースの区分には使用权を使っていない。

以上のように、あらゆるリースに共通する属性として使用权に注目するのはいまさら目新しいことではない。

4) “ほぼ確かな (probable)”とは、偶発債務会計基準 SFAS5 号は“発生する確率が高い”とテクニカルに定義している。その場合、合理的に起こり得る (reasonably possible) 場合と、起こる可能性は低い (remote) 場合と比較すると、相当発生する確率が高い意味に使われていることが判る。ところが、SFAC6 号はテクニカルな用語としてではなく、普通の意味に使っており、適用される範囲は広くなる。

5) Richard, S. et. al (2001), Chapter12

2. 不動産リースと短期リースを含む新リース区分

ところが、すべてのリース資産負債を「使用権モデル」によってオンバランス化させようとした ED (2010) は、リース契約がもつファイナンス機能とサービス機能の差異を無視していると批判されてきた。リース再 ED は、「使用権」を使う点に変わりはないが、上記批判に応じてというべきか、妥協策としていうべきか、“使用権単一アプローチ”を断念し、“使用権複数アプローチ”を提案するに至った。まず、不動産以外の資産を対象とするタイプ A、不動産を対象とするタイプ B に区分する。いずれもリース資産負債をオンバランスすることには変わりはないが、タイプ B はどちらかといえばサービス機能重視型であるが、ファイナンス機能を軽視している。⁶⁾

例外的にオフバランスを許容する短期リース（延長オプションを含め最長 12 か月以内）を加えると図表 IV-1 のように 3 区分となる。

図表 IV-1 リース再 ED による 3 区分

区分	解約不能・Type A リース	解約不能・Type B リース	短期リース
対象資産	不動産以外の資産 ①	不動産	短期使用の資産
特徴	実質モノの売買+金融	使用権売買+役務+金融	賃貸借
借手側の 会計処理	使用権を資産、リース料支払義務を負債と認識する② 利息と償却費を個別表示し利息償却法を適用。③	1つの費用として定額償却する。④	Off balance 処理 賃貸借処理
貸手側の 会計処理	元資産は一旦認識中止⑤、リース債権と 残存資産を認識する。次項参照	元資産を引続き認識し、受取 リース料を収益認識。	賃貸借処理

① Type A に分類される不動産以外のリース資産とは次の 2 つの 1 つに該当しないもの。

- ・リース期間は、経済的耐用年数に比べて、その差は“insignificant”、
- ・リース料総額の現在価値は、リース資産の公正価値に比べて、その差は“insignificant”。

2 つのうちいずれかに該当すれば Type B に分類する。

② 資産と負債は支払リース料総額の割引現在価値で計上する。

③ 利息は債務残高をベースに割戻す。

④ 不動産のリース料にも金利は含まれるが、分解不要とされている。

⑤ 元資産の認識中止については、資産や契約のコンポーネントごとに切り分ける点は収益認識の IFRS15 号と共通する。

6) 日本基準 ASBJ13 号は、不動産リースについては、土地の経済的耐用年数は無限だから、2 つの数値基準のいずれかに該当する場合を除き、オペレーティング・リースと推定する。だが“経済的耐用年数無限”はファイナンス機能を無視する合理的根拠にならない。

3. 貸手側会計処理 (Type A リースの場合)

使用权モデルによる貸手側の会計処理は、2010年の公開草案(ED)では、元のリース資産はそのまま認識し、新たにリース債権を追加計上する。図表IV-2では、100で購入したリース資産を割引現在価値60でリースすると想定している。

他方のリース再EDでは、リース開始時には元資産を一旦認識中止したうえで、使用权の対価であるリース債権の割引現在価値と使用权リース後の残存資産を認識する。

図表 IV-2 貸手側の会計処理の変化

	ED (2010)	リース再 ED
資産購入時：	リース資産 100	リース資産 100
	現預金 100	現預金 100
リース開始時：	リース債権 60	リース債権 60
	履行債務 60	残存資産 40
		リース資産 100

→

上記図表IV-2の再EDでは、リース資産100はリース債権60と残存資産40に分解している。しかしそれぞれの中身は、下記図表IV-3のように複雑にからみ合っている。

図表IV-3 リース資産のコンポーネント分解

リース債権	残存資産		
	A	B	C
固定リース料、物価指数や市場金利による変動リース料、購入オプションの行使価格など	リース期間終了後の再リース料の割引現在価値	期待変動予測額のうち、リース債権に織り込まれていない額	リース資産簿価と公正価値の差額のうち未稼働利得

パラグラフ 21 によれば、3つの要素差額である $[A + B - C]$ が残存価値となる。問題は、AもBも将来予測に依存した不確実性の高い要素であるから、未稼働利得Cを控除するのは合理的であろう。金融商品会計によるコンポーネント・アプローチに比べると、非金融商品に係る公正価値測定には一段と高い不確実性が避けられないからである。

4. リース再EDによる区分と会計処理の問題点

- 1) Type A と B はそれぞれファイナンス機能中心の FL とサービス機能中心の OL に匹敵するが、現行 2 区分基準を残したいという妥協的意図が窺える。とくに“insignificant” (重要性がない) という表現は、FAS13号では数値基準にとって代わり、IAS17号の“major part” (主要部分) などを代替するが、このままでは判断にバラツキが出ることは避けられない。数値基準をあくまでも避けるには定性的な判定規準が必要となろう。
- 2) 不動産リースのタイプ B では、耐用年数無限大の土地のみであっても、リース料が金利を含むことは明らかであり、ファイナンス機能を含むことは無視すべきではない。やはりリー

ス借手が払うリース料を償却費と利息を分ける必要があるのではなからうか。区分不要とする理由は不明である。

V. 収益認識 IFRS15 号（2014）によるコンポーネント・アプローチ

FASB/IASB 両審議会の共同作業によって成立した「顧客契約による収益認識 IFRS15 号」は、商品販売についても請負工事についても業種横断的な規準となるばかりでなく、リース再 ED もこれを拠り所としている。リースの貸手側の会計処理やセール & リースバックの売手・借手の会計処理など、非金融資産全般の認識中止に係る考え方や方法が共通するからであろう。

「顧客契約」を収益認識の出発点とするのは、米国 SEC による SAB101 号（1999 年）から始まったから、さほど目新しくないが、より鮮明なコンセプトがいくつか導入されている。「売手による契約上の履行義務の充足」、「顧客による資産の支配取得」が常にキーワードとなり、「コンポーネント・アプローチ」がモノとサービスに分けて収益認識する基本となる。今回は IFRS15 号がリース再 ED と共通する面に焦点を絞り、新しさと難しさの両面を明らかにしたい。

1. 顧客契約が収益認識の基盤

いつ・いかなるときに収益を計上すべきか、これは企業会計にとって最大の課題である。戦後 70 年間の収益認識規準の推移は、概ね次の 4 段階に区分できる。①売手からの出荷等による所有権の移転（わが国企業会計原則による実現基準）、④米国では売手による「実現および実現可能基準」と「稼得過程の終了」（概念ステートメント 5 号）、③売手・買手間で行われる「所有に伴うリスクと便益の移転および商品への関与・有効支配の中止（IAS18）、④ 2010 年 6 月公表の IASB/FASB 共同草案（ED2010）から始まり 2014 年 5 月の IFRS15 号で確定した「顧客による商品の支配取得規準」である。⁷⁾

先述の米国 SEC による SAB101 号が顧客契約の存在を重視したのは、正式契約になるのは来期となる予定であるにもかかわらず、当期売上目標の達成を優先し期末出荷を強行する企業があったからだ（詳しくは藤田（2005）第 6 章補論参照）。しかし、今回 IFRS15 号が顧客による商品支配の移転を重視する背景には次のような事情があると考えられる。

- 1) 収益とは「企業が社会の経済的必要性をどの程度充足したかを示す尺度」（武田隆二『最新財務諸表論』第 22 章）であり、「自らの利益の追求が、自動的に社会的責任の遂行を意味するように経営しなければならない」（ドラカー『企業とは何か』）。これらの指摘が収益認識の規

7) ED2010 の段階における、収益認識に係る顧客契約重視、支配概念、コンポーネント・アプローチ、経済実態重視については藤田敬司（2011b）参照。

準に活かされようとしている。

- 2) 顧客重視はマーケティングのキーワードであり、コトラー & ケラー『マーケティング・マネジメント』によれば「今日の企業はかつてない競争に直面しているが、製品をひたすら販売する理念から顧客満足度を高めるマーケティング志向の理念へと転換すれば、競争を勝ち抜ける可能性は高まる。」
- 3) わが国では 120 年ぶりの民法改正は消費者保護に軸足を置く形で大きく見直されており、消費者保護法の改正作業も本格化する (2015 年 2 月 11 日付け日経新聞)。⁸⁾
- 4) 顧客ニーズと契約内容は多様であり、これに売手がどう応えるかは業界によって異なる。売手からの出荷等を統一的規準とするよりも、顧客契約による諸々の条件を満たす規準のほうが取引実態をより忠実に表すだけでなく、売掛代金の回収もより確実になる。

2. リースと収益認識の共通性

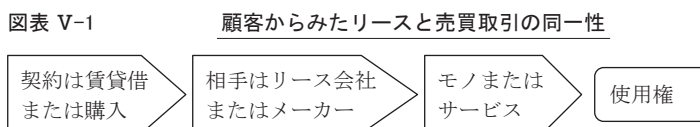
冒頭でリース再 ED は収益認識 IFRS15 号と多くの共通性をもたせようとしていると述べた。第 1 の理由は、リースの定義に顧客契約が取り入れられたこと。現行の米国リース会計基準 FAS13 号は「所有にもとづくほとんどすべてのリスクと便益を移転するのがキャピタル・リース (レッサーの立場ではセールス・リース) と定義し、現行 IAS17 号は「レッサーがレシーにある資産の使用権を移転する “取決め” (para4) である。これらの定義に対して、リース再 ED は「ある資産の使用権を移転する “契約” と改訂し、顧客との契約をベースとする IFRS15 号への接近を図っている。その証拠にリース再 ED は随所で IFRS15 号を引用している (序文, para22, para115 などを参照)。

第 2 に、レッサーの認識中止には売手の収益認識と通底する課題がある。リースの法形式は賃貸借であり、必ずしも所有権の直接的取得ではない。だから、キャピタル (セールス) ・リースとオペレーティング・リースを如何に区分するかがリース会計の大きな論点となった。しかし、顧客にとっては、モノの「使用権」(リース再 ED, para6-19) の取得は、売買による「所有権」の取得と実質的に異なるところはない。言い換えれば、所有権にこだわることなくモノの「経済的便益」を得るには、リースと売買いずれによっても、「使用権」が得られる。しかも、顧客価値を最大化するサービス提供においても、資産のリースと資産の売却に大きな差はない。ユーザーの保守活動を支援する製品関連サービスも顧客満足度と競争力を高めるビジネスである。

以上は図表 V-1 のように示すことができる。顧客からみれば、契約がリースであろうと売買であろうと、相手がメーカーであろうとレッサーであろうと、さらにいえばモノであろう

8) 民法改正と収益認識の関係については藤田敬司 (2011b) 参照。

とサービスであろうと、同一の経済効果が得られるならばリースでも購入でも同じであり、最後の共通項は「使用权」となる。



画一的な「所有権の移転」ではなく、多様な顧客ニーズの最大公約数である「使用权の移転」を資産の認識及び認識中止に使うと、きめ細かな会計処理を必要とするようになる。たとえば、リース再 ED では 2 区分を 3 区分（セール & リースバックを含めれば 4 区分）に増やし、レッサー（貸手）は、収益認識における売手と同じ様、コンポーネント・アプローチを必要とするようになり、取引実態をより忠実に財務報告に映し出すようになる。コンポーネント・アプローチもこれからの収益認識とリース共通の会計処理になる。

3. 顧客契約のコンポーネント・アプローチによる収益認識

IFRS15 号の特色は、5 つの step を踏み、コンポーネント・アプローチによって履行義務を区分し、各義務を充足し顧客がモノまたはサービスの支配を取得する都度、配分された対価を収益認識するところにある。

Step1: 「顧客との契約」を識別する。ほぼ同時に成立した 2 つの契約を 1 つとみるべき場合もある。契約には、文書化されたものや口頭によるものだけでなく、ビジネス慣行も含まれる。負債には法的義務だけでなく、ビジネス慣行が顧客に強い期待を生み、それに応える義務を含む。これが顧客契約のコンポーネント・アプローチの法的根拠となる。⁹⁾

Step2: 上記契約の中で企業が約束した「履行義務」について、個別に有用なモノとサービスか、一連の束か、それとも一連のモノまたは一連のサービスかを識別する。

Step3: 「契約の対価」を決定する。固定額、変動額のほか、回収時期による時間価値と高い回収可能性を見きわめて決定する。

Step4: 上記対価を、複数の履行義務へ、それぞれの stand-alone 価格をベースとして配分する。以上の Step1 ~ 4 はすべて Step5 への準備である。

Step5: 収益認識のタイミングは、①売手は履行義務を充足し、②顧客は資産の支配を取得し

9) 潮見佳男（1991）によれば、契約から発生する債務者の義務は、信義則（わが国の民法第 1 条 2 項）を媒介項として、給付義務のみならず、これに付随する各種行為義務が承認されるに至っている。もう少し引用すると、「ただ、ドイツ民法のように、給付義務・付随義務という形で扱われるべきではなく、個々の契約の解釈として解決されるべきである。その際、先ず如何なる義務が明示的または黙示的に合意されているかを確定すべきである。」

たときである。①は売手による「資産（モノおよびサービス）の支配を顧客に移転する行為」であるから、タイミングは売手にとって自明である。②は相手側の資産支配の取得行為である。契約内容や条件によって変わり、代金の回収可能性にも影響するから、次のような慎重な判断を必要とする。

4. 顧客による支配取得を決める「時点」と「期間」

履行義務充足のタイミングは、顧客による支配取得によって決まるといっても、どのような要因を以て支配を取得したといえるであろうか。「時点」と「期間」に分けて検討する。

4-1. 履行義務をある「時点」(at a point of time) で充足し、顧客が支配を取得したといえるケースについては、IFRS15号は、次の5つを例示している (para38)。

- (a) 売手に代金請求権が発生し、顧客の支払義務が発生するとき。
- (b) 顧客が資産の法的権利 (legal title) を取得するとき。
- (c) 顧客が資産を物理的に占有するに至ったとき。ただし、Bill & Hold (売手が占有したまま所有権を顧客に移転する)、買戻し条件付き販売、委託販売は除く。
- (d) 顧客に資産の所有に伴うリスク・便益が移転するとき。
- (e) 顧客が受入通知 (acceptance notice) を発行するとき。

いまの収益認識の実務では上記で羅列された指標のいずれか一つを実現基準として使っている。一見すると大きな変化はなく、課税所得計算上の益金とのギャップもなさそうに見える。ただし、IFRS15号の考え方に照らせば必ずしも同一とは言えない。第1に、モノとサービスなど複数の履行義務の充足には複数の指標が必要となる。たとえば、モノには (b) 法的権利で良いとしても、サービスには (d) または (e) を必要とする。第2に、モノの引渡しによって法的権利は確保できても、顧客による資産の支配までに時間的にギャップがあれば、他の指標を組み合わせる必要がある。

4-2. 履行義務をある「期間」(over time) で充足し顧客が段階的に支配取得するケースとして、IFRS15号は3つのタイプを掲げている (para35)。

- (a) “役務受領、即時消費型”：ペイロール・サービス (基準付録の例13) やコンサルティング・サービス (同例14) などの役務提供契約では、提供されるサービス (資産) は顧客は支配取得と同時に消費する。
- (b) “部分完成型”：部分的完成の都度、使用可能な有形・無形資産が増える請負業務では、段階的に支配を取得できることは明らかである。ところが、長期請負工事では、output法をつかうにせよinput法を使うにせよ、支配の移転を直接測ることは難しい。部分的完成

基準または全体完成基準に依らずして、工事進行の過程で支配の移転を捉えるのは困難である。たとえば、契約から受渡まで長期を要する造船作業はすべて船会社のドック内で進行するから、その間に顧客が直接モノを支配ことはない。強いて適用すれば次のcタイプであろう。

- (c) IFRS15号が、第3のケースとして掲げるのは、たとえば契約の対象は他に転売不可能な顧客特注船であり、受注・設計・組立・進水・引渡の各段階で、返済不要な分割払いを受ける強制力ある支払請求権を確保する場合である。造船業務の進捗度に応じて支払われる分割払いは、それ自体で顧客がモノの直接的支配を取得した証とはいえない。ただ、段階的支払によって増える「建設仮勘定」を以て将来に期待される経済的便益は高まるとみるほかない。¹⁰⁾

5. セール&リースバックの“セール”は売買かファイナンスか

上記のように「顧客による支配取得」基準がリース会計でも適用されるとすれば、それはリース再EDのタイプAと、セール&リースバックである。リースは金融性が強いFLとサービス性が強いOLに区分されているが、セール&リースバックは金融性が最も強いリースだ。対象となるは主な資産は企業が使用中の不動産である。前段では売手・レシーは買手・レッサーに資産物件を売却し、後段では買手がレッサーとなり売手に同一物件をリースバックする。

現行米国基準では、前段の取引が「所有に伴うほとんどすべてのリスクと便益を移転する真正売買」であれば、前者はキャピタル・ゲインを繰延処理する。売手がリスク・便益を移転することなく、売却後の資産運用に“継続的に関与”していれば、先行取引は「資金調達のための譲渡担保設定」であり、入金額は負債認識する（deposit method）。

再EDでは、前段の取引にIFRS15号を参照するよう求めているように、売買取引の結果、譲渡先が対象資産の“支配”を取得するかどうか、取引の実態を判断するよう求めている。いうまでもなく、譲渡先が支配を取得すればその後のリースバックは譲渡先から元の譲渡人へのリースであり、譲渡先が資産の支配を取得しないならば譲渡先は資産を認識することなく支払代金は購入融資としなければならない。その場合、当初の売買取引における譲渡人は、資産を認識中止することなく、入金額は負債としなければならない。なお、包括的な収益認識基準がないわが国のリース会計実務指針によれば、後段のみによってFLかOLかに区分している。ただしセールによる売却益を繰延処理する点に変わりはない。

10) 万代勝信（2013）は、一定の期間にわたり充足される履行義務について、「約束した財が顧客に連続的に移転する場合には、顧客が仕掛品の使用を指図する能力や仕掛品から便益を受取る能力を有しているかどうかを検討し、有している場合には、連続的に移転するものである。（そうでなければ）工事完成基準を用いるしかない」という。

VI. 概念見直し案 (2013) とリース再 ED および IFRS15 号の関係

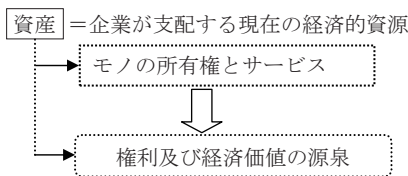
これまでにリース再 ED と収益認識 IFRS15 号を取上げ、それぞれの特徴と相互関連性をみてきた。ここでは IASB/FASB による概念フレームワークの改訂案 (2013 年ディスカッション・ペーパー。以下“DP”という) を拠り所として、2つの会計に共通するコンセプトの基盤を検討する。

1. 資産概念の拡大

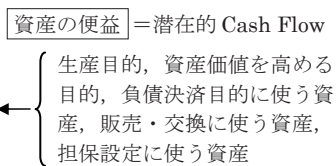
いまの IASB 概念フレームワークは資産を「企業に将来のキャッシュフローをもたらす可能性が高い“経済的便益”」と定義しているが、経済的便益の中身についてはとくに触れていない。その点について、2013年のDPは「権利または価値創造の源」と定義し、これを経済的便益を生む経済的資源 (economic resource) と呼ぶ。いまのフレームワークも、多くの資産は法的権利 (とくに所有権) と深く関わるが、DPは資産の所有から派生する権利に注視する。将来キャッシュフローを生む権利は、所有権から派生する使用权、売却・交換権、担保設定権、保有権であり (IFRS15号, para33)、価値創造の源はノウハウ、顧客リスト、顧客関係、ワークフォース、のれんである。サービスも受取ると同時に消費されるが、資産であることに変わりはないという (para3.5)。

このように拡大された資産とそれを束ねる中核概念としての権利、とくに代表である「使用权」は、あとで述べるように、コンポーネント・アプローチを支える基盤となる。リース会計では、貸手は所有権を保持したまま、借手は使用权をリース資産として認識する。顧客契約による収益認識では履行義務に分解して認識中止するのもコンポーネント・アプローチである。

図表 VI-1 資産概念の拡張 (概念 DP)



IFRS15号33項&DP3・6項



上記図表VI-1は、左側に概念DPによる資産概念の拡張とそれを束ねる使用权を、右側にはIFRS15号による資産の使途及びDP3・6項による経済的便益 (使用权等) を表す。

「使用权」というコンセプトは、米国では目新しいものではない。たとえば、資産の本質に踏み込んだペイトン・リトルトン (1940) は、「固定資産は資材とサービスの結合であり、将来の生産活動に役立ち、収益を生むために保有される」と説いた。これを使って機械器具の減価償却を説明すれば、サービスは減価償却費に見合う収益となり、資材そのものはスクラップ

価値としての残存価値だということになる。「トラックを買うことは輸送サービスを買うことであり、家を買うことはハウジング・サービスを買うことである」と説明すれば「使用权」概念は分り易くなる。

なお、わが国で会計上の資産といえば、貨幣性資産と非貨幣性資産に、あるいは費用性資産と非費用性資産に分ける。「用役潜在説」は受け入れられていない。わが国民法の「物」は、物理的実体のある有体物であり、使用权など権利を含まない。他方、吉井啓子（2014）によれば、フランス民法典（1804）は「財産」を動産と不動産に分け、動産は「開かれたカテゴリー」であり、社会の発展に伴って生み出された新たな財である知的財産権や使用収益権を含む。また、他人の「財産」を利用するために設定される「使用权」を「所有権の支部権」と呼び、所有権者の有する機能の一部がそれらの物権者に分割譲渡されるものにとらえるのが一般的となっている。

2. 資産会計におけるコンポーネント・アプローチ

上記1項でみたように資産概念が拡大すると、リースと収益認識に伴う貸手・売手による非金融資産の認識中止（de-recognition）においてもコンポーネント・アプローチが可能になり、かつ不可欠になる。リース会計では、使用权は借手に移転しても所有権を留保する貸手は残存価値を引続き認識する。収益認識では、モノの所有権は顧客に移転しても、製品保証義務などは残るからである。ところが、認識中止については、いまの概念フレームワークには定義がなく、各基準がバラバラであると概念 DP も認めている（para4.29）。

唯一認識中止規定をもつ IAS39 号（金融商品の認識と測定）は、金融資産を一体で捉える「リスク・便益アプローチ」を採用しているが、対応する米国基準 FAS140 号・166 号・わが国金融商品会計基準は「財務構成要素アプローチ（financial components-approach）を採用している。後者によれば、金融商品を要素毎に切り分けて、売却した要素は認識中止し、売却後も支配している要素は公正価値で引続き認識する。支配の有無による識別は資産の定義に合うだけでなく、取引実態を表すと考えられている（FAS140 号, para141）。

3. 「支配の移転」が会計基準共通のキーワードになる

「支配」（control）はまず、資産の定義に使われ始めた。米国の概念ステートメント SFAC6 号（1985）以来、資産とは「将来キャッシュフローを生む可能性が高い経済的便益」であり、①特定の企業がその使用を指示し、②経済的便益を享受し、③他者のアクセスから守れる、これが自社の資産を「支配」する3要件である（IFRS15 号, para33）。

次に M&A 会計基準 FAS141 号（2001）でも「支配」が使われている。企業結合とは他の企業の「純資産や株式を買うことによってターゲット企業の「支配」を取得すること」と定義し

た。この定義は、持分プーリング法を締め出し「パーチェス法」に一本化する役割を果たしたが、純資産や株式取得に依らない企業結合を除外していた。そこで改訂された SFAS141 (R) 号 (2008) と IFRS3 号は、契約等による他企業の「支配取得」も企業結合に加える「支配取得法」を採用した。連結会計基準 IFRS10 号でも、投資先にパワーを行使できる「支配」が連結財務報告の決め手となっている。こうして、資産の定義から使われ始めた「支配」概念は、次第に応用範囲を広めてきたが、いまや収益認識 IFRS15 号でもキー・コンセプトとなり、リース再 ED でもこの流れに合流し、会計基準間の整合性を高めようとしている。

4. 売手の認識中止

「支配の移転」がこれからの会計のキーワードになるといっても、資産の買手 (またはレシー) による「認識」と売手 (またはレッサー) による「認識中止」 (または「消滅の認識」) では、会計処理の難易度は異なる。資産の買手は、従来の「所有権の移転」アプローチによるのと同じように、契約に謳われた条件や対価を中心に「認識」 (on balance 化) すれば良い。ところが、資産の売手が「支配の移転」アプローチによって在庫資産を認識中止 (off-balance 化) するときは、次のような 2 つの困難さが立ち上がる。

第 1 に、売手からみて、「モノの所有権や所有に伴うリスク・便益が買手である顧客にいつ移転したか」ではなく、「売手は買手・顧客の欲求を満足させる履行義務を履行したか (satisfy a performance obligation)」が収益認識時期となる。それはまた、「顧客が商品の支配を得た (customer obtains control)」時期となる。支配とは経済的便益を享受することであるから、売手としては法的に所有権が移転する時期に一方的に収益を認識するのではなく、顧客の身になって推察するか、または顧客から適宜適切な情報を得なければならない。

第 2 に、契約に謳われた条件や対価に見合う部分は認識中止する一方、それ以外の残存価値部分については公正価値を測定して認識し直す必要がある。

5. 金融商品の認識中止基準を非金融資産に適用する難しさ

いずれの会計基準をとってみても、金融商品については認識 (オンバランス化) 基準もあれば認識中止 (オフバランス化) 基準もある。ところが、棚卸商品や固定資産のような非金融資産については、資産の定義による認識基準はあるが、統一された認識中止基準はない。このような違いは金融資産と非金融資産の本質的に起因するように思われる。金融資産は本質的に契約であり、市場価値の変動が激しく、契約時から時価会計または公正価値測定の対象となる。他方の非金融資産の価値は比較的安定しており、歴史的な原価を上限として低価法や減価償却・減損処理をすれば良い。またモノの引渡や所有権の移転を以て売手はオフバランス化し買手はオンバランス化すれば良い。これが永年の会計慣行として定着している。したがって、オンするに

せよオフするにせよ、引渡や所有権の移転をすればそれで良いとしてもさほど問題はないと思われてきた。

ところが、長年の検討を経てようやく最近公表された顧客契約による収益認識 IFRS15 号 (2014) と未だ公開草案の段階を脱していないが練りに練った成果とみられるリース再 ED (2013) を読むと、非金融資産の売手やレッサーにとって、次のような新たな認識中止のコンセプトが必要な状況にあることに気付く。①販売については、モノの形式的な引渡しによる所有権移転から顧客による支配取得への収益認識時点の変化、②リースについては、レッサーが欲しているのは資金かモノの使う権利かモノを使うサービスかを見きわめること。いずれも、従来のサプライア中心から顧客重視へというグローバルな競争社会の到来が背景にある。非金融資産の売手とレッサーにとって非金融資産の認識中止は重要な会計であるが、FASB/IASB による長期共同作業による概念 DP は、その考え方といくつかのアプローチに整理している。

なお、金融危機後の改訂版 FAS166 号 (2009) によれば、売却後の金融商品に継続して関与していなければ即売却処理ができる。また、QSPE は禁止されたが、IAS39 号のようにまず連結ベースで認識中止判定を行う規定がないため、SPE であって売却処理が連結段階でも修正されない可能性がある。

Ⅶ. 新会計概念の問題点

1. 最大の問題点は資産負債の公正価値測定に絡む「不確実性」

これまでリース再 ED と新収益認識規準 IFRS15 号の会計手法を検討し、その過程で気づいた問題点はできるだけ関連する各章で指摘してきた。新会計に共通する様々な問題点を総括すると、以下の 2 つの批判から判るように、最大の問題点は資産負債の公正価値測定に絡む「不確実性」に集約されると思われる。

1) 米国 AAA の財務会計基準委員会は、AAA/FASC (2011) の中で、“実現・実現可能・稼得過程”による既存の収益認識規準（収益費用アプローチ）は漠然としており、IASB/FASB は 2002 年以来それを改革しようとしてきたが、彼らの公開草案 (2010) による“履行義務とその充足”（資産負債アプローチ）という概念は漠然としておりと批判し、次のように改訂すべきであると訴えた。

① 具体的で理解し易い言葉を使用すること、②収益認識時点は、モノの引渡しや役務の提供時ではなく「顧客による代金支払い」時とする。③公正価値を止め、歴史的原価に回帰すること。そうすれば収益認識に伴う不確実性は消える。

この提案①はもっともであるが、②以下は中小・非公開企業間取引と個人顧客取引を対象とする会計基準にふさわしい助言となるが、公開・大企業向け基準には不適切であろう。

2) 上記 1) とほぼ同一メンバーによる批判 Glover, J. et al. (2014) は次のように指摘した。

①“実現・実現可能・稼得過程”による既存の収益認識規準(収益費用アプローチ)は依然として重要な役割を果たしている。②“純資産の増加”を以て収益を認識する”という表現が消えたところから判るように、収益認識に資産負債アプローチを持ち込もうとする IASB/FASB の試みは失敗した。

たしかに新収益認識規準もリース再 ED も構想段階から数多くの批判を浴びてきた。リース再 ED はいまでもそうである。その結果、教条主義的な資産負債中心観は矛を収め実務ニーズに応える形に落ち着いてきた。しかし、依然として数多くの不確実性を孕んでいることは事実である。以下ではこれまでの記述からもれている不確実性について補足しておきたい。

2. 資産負債の定義に絡む不確実性

あらゆる経済現象やビジネス活動に不確実性は付き物であるが、取得原価・実現基準から発生主義・公正価値会計に移行すると会計関係者も不確実性に対応せざるを得ない。会計上の不確実性は、会計基準のメタ基準といわれる概念フレームワークに表れている。

米国概念フレームワーク SFAC6 号は、資産とは「企業が取得し (obtain)、支配できる (control)、ほぼ確かな (probable) 将来キャッシュフロー」と定義する。ところが、そのようなキャッシュフローが生まれるかどうか、現実には“後知恵 (hindsight)”でしか確認できないことを認めている (para44)。現行 IFRS 概念ステートメントでは“潜在的なキャッシュフロー創出力」と定義されるが、その不確実性を許容する点は変わらない (para4.8)。

負債は「将来資産を犠牲にする法的義務」に止まらず、「推定的義務」を含む。まず解約不能なリース契約による固定されたリース期間にわたるリース料支払い義務は負債に該当することはいうまでもないが、ビジネス慣行や良きビジネス関係を築くための努力からも負債が生まれる。法的義務であっても条件付き債務は過去の実績と将来予測に基づいて条件成就の確率を割出すほかない。これがキャッシュフロー・アプローチや収益費用アプローチに取って代わる「資産負債アプローチ」の難しいところである。それは、経験の積上げだけではなく、技術革新のテンポやビジネス環境の変化を見据えた将来予測を不可欠にしている。

3. リース期間延長オプションとリース料変動オプション

これからのリース会計につきまとう将来の不確実性に対応すべき課題の一つとして、ここではリース期間延長オプションとリース料変動オプションを取上げたい。解約不能なリース契約のリース期間を決定するには延長オプションの行使可能性を、またリース対価を決定するには変動オプションの行使可能性をそれぞれ見積もる必要がある。

リース期間は解約不能なリース期間プラス延長オプションによる再リース期間である。よって契約を延長する確率を割出し、それによって再リース期間を含むリース期間全体を予め決定

する必要がある（リース再 ED:para25）。その際に考慮すべき要素は、契約条件・原資産の特性・ビジネス・市場である（para27）。リースの原資産が借手のニーズを完全に満たす物件か、企業のビジネスモデルに特化した物件かどうかを判断してオプション行使の確率を割出す必要がある。たとえば、解約不能期間 10 年で打ち切る確率は 40%、5 年延長して 15 年となる確率は 40%、10 年延長して 20 年となる確率を 20% とすれば、リース期間全体はどうか。IAS37 号（引当金・偶発債務・偶発資産）が勧める加重平均法を適用すれば、 $10 \text{年} \times 0.4 + 15 \text{年} \times 0.4 + 20 \text{年} \times 0.2 = 14 \text{年}$ となる（para39 参照）。

次に、借手にとってリース負債となる対価は「固定金額+変動オプション」だ。変動オプションの価値は、貸手から得られるインセンティブ、消費者物価指数、市場金利等を予測して測定値を割出すよう求めている（para39）。このように、将来に生起する諸々の事象を合理的に予測できてもそれは予測時点の見積りに過ぎない。主観的なインセンティブや客観的なマクロ経済指標は時間の経過によって変わり、実際の数字は測定値よりも上下する。

4. 収益認識における対価の見積り

対価の見積りは収益認識でも必要となる。要因は、割引・リベート・返品・割戻・与信・価格譲歩・インセンティブ・ペナルティ等々である。IFRS15 号の設例集は様々なケースを挙げている。設例 20 は、請負工事完成遅延による 1 日当たり CU10 万のペナルティを課す取決め。設例 21 は、請負工事完成が予定日から早まるとき遅くなるとき、対価を 1 日当たり CD1 万のインセンティブ・ボーナスとペナルティを組合せて対価を増減させる取決めである。IFRS15 号は、このような変動取決めによる対価につき 2 つの対応を提案している。

一つは一定の対価の範囲内で、確率×金額の加重平均によって期待価値を割出す方法。もう一つは最も起こると予測されるケースに絞る最頻法である（para50～54）。

以上のように確率（probability）という言葉がこれからの収益認識では頻繁に使われる。返還権付き販売において返還債務を認識するときの返還確率、商品の潜在的欠陥や販売後の修繕サービスを予想する確率、将来購入割引券を使う確率、ポイント・カードを使う確率、同一商品に売り買い同時契約におけるオプション行使の確率、取引対価の決定における顧客の代金不払いの確率等々。わが国伝統会計の収益費用アプローチでは、実現した売り上げに係る将来の負担額は引当金設定によって収益費用を対応させている。一方、IFRS が採用する資産負債アプローチでは、確率計算などを駆使して資産負債の公正価値を測定し、差額である純資産の増加を以って利益を認識する。

5. 負債の測定可能性

収益は、それだけを認識するものではなく、あくまでも収益と対応する費用も同時に、しか

も網羅的に認識する必要がある。「費用対効果」は人間が経済的に行動するための指針であり、一定期間の企業活動に係る「期間利益計算」はあらゆる会計基準に共通である。

健全な収益認識には、将来発生する費用と現在の負債を網羅的に認識し、合理的に測定する必要がある。そうはいつでも、負債の測定は資産以上に難しい。

負債の中には借入金のように観察可能な負債もある。借入金は借入時の入金額 (cash inflow) が、将来支出義務を負う cash outflow となる。または契約によって資産を提供する負債はその資産の市場価格を使って測定できる。次いで、活発な市場で売買される公社債の市場価格は観察可能である。満期保有目的有価証券に適用される償却原価は市場価格ではないが目的に照らせばとくに支障ないであろう。証券化された負債の市場価格も、投資家の期待を客観的な数字に転換したものであれば支障は少ないであろう。問題は、Barker, R. et al. (2013) が指摘したように、推定に頼らざるを得ない公正価値の測定だ。

- ① IASB の概念フレームワークには「測定」に関する定義がない。
- ② IASB は認識できる負債はすべて測定可能だと思っている。
- ③ IASB は「推定」を「測定」と同一視している。観察可能なデータがないときは推定 (estimation) せよというが、いまだ存在しない将来を予測することで得られる推定値は“心の状態”に左右される主観的価値であり、それを以って測定とは言えない。

負債測定の見針として IAS37 号はあるが、上記 4 項で触れたように、将来に生起する諸々の事象を合理的な積りであってもそれは一時的な主観的な予測にすぎない。

6. 不確実性への対策は保守主義の原則

Barker, R et al. (2013) が不確実性への対策として引っ張り出したのは会計上の保守主義 (慎重性) の原則である。損失のほうを利得よりも重視するわが国の企業会計原則ではお馴染みの会計原則の一つである。この伝統的な考え方は、不透明な会計情報を生むおそれがあるという嫌疑からであろうか、2010 年に概念フレームワークから抹消されてしまった (BC3.19)。ところがその後の会計基準見直しや改訂ではしっかり復活している。

リース再 ED についていえば、貸手の会計処理では、リース後の残存資産を、将来の再リース債権の予想価値などを 3 つに分け、3 要素の差額 $[A + B - C]$ を残存価値とする。A も B も将来予測に依存した不確実性の高い要素であるから、未稼働利得 C を控除するのは合理的な保守主義の表れといえよう (IV 章 3 項貸手側会計処理参照)。

IFRS15 号による収益認識時点は、売手側の出荷時ではなく、買手への支配の移転時となるが、正しく適用すれば売掛債権の健全性を大いに向上させる。その意味では保守主義の原則は相変わらず機能しているといえる。

含み損失は発生時に早めに認識し、含み益は実現時まで認識しない保守主義は会計情報の中

立性を損なうという批判されても、市場経済の不確実性に対処するには、合理的に働かせる限り程よいバランス・パワーとなる。

7. 契約形式か経済実態か、細則主義か原則主義か

2010年の概念フレームワーク改訂で削除されたのは「保守主義」だけではない。同時に「形式よりも実態重視」も削除された。だが、これもしっかり復活している。経済のグローバル化が進むビジネス環境では、各国の取引慣行・風土・歴史・制度に幅広く対応する必要があり、細則主義基準から原則主義基準への流れは止められない。一定の形式的なルールを守って会計実務をこなせば、それは“ルーティンワーク”と呼ばれよう、考える手間を省き時間効率が高まる。ところが、個別事例が一般事例と異なる特徴を無視することにつながり、会計本来の目的である「有用な経営管理情報や投資判断情報を提供する」理念に反し、経営者にとっても外部の利用者にとって不都合な情報を生む可能性がある。細則主義ルールは巧みに真実を隠すための指標となり会計情報を操作する手段ともなり得る。米国発の会計不祥事や金融危機には、US・GAAPの細則主義ルールが深く関わっている。

こうした欠陥を避けるためにも、原則型会計基準と呼ばれるIFRSは「リスクと便益の移転」、「支配の移転」、「公正価値測定」などといった抽象的な原理原則を掲げ、形式的なルールや数値基準や例外をできるだけ避けてきた。

ところが、IASBとFASBとの共同作業によるリース再EDは数値基準こそ影を潜めているが、US・GAAPの影響が随所にみられる。イスラム金融としてリースのルールは、IFRSのそれと比較すると、経済実態よりも法形式依存型であるが、リース再EDは実態重視一辺倒ではなく、形式依存と実態重視を天秤にかけている。

VIII. おわりに：具体例を通じてこれからの財務情報のあり方を考える

1. スカイマークのリース債務

国内航空3位のスカイマークは、2015年1月末に民事再生法適用を申請した。元社長の西久保氏が“無借金経営”を誇っていた企業である。

たしかに2014年3月期のバランスシートには、25億円のリース債務はあるが、総資産708億円に対して純資産は407億円に達する。これだけみれば、元社長が財務体質の健全性を誇ったのは無理もない。ところが、2月4日の更正手続き開始日の説明会では負債総額は711億円と報告した。さらに4月中旬には、債権届け出総額は3,164億円に達し“債務超過となるのは避けられない”という（4月15日付け日経新聞）。そこで再び有価証券報告書に戻ると、次のように注記開示された簿外債務がある。

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース（格納庫等固定資産）：18億円、

(2) オペレーティング・リースの未経過リース料：908 億円 (内 1 年以内：165 億円)。

倒産した主因は LCC 業界の競争激化であるが、倒産と同時に無借金から突如負債総額が 711 億円となった。はたしてリース会計基準に問題は無かったのだろうか。注記開示はオフバランス処理の欠陥を補っていたのであろうか。それとも、ゴーイング・コンサーン (継続企業) を前提とする会計情報としては、倒産に伴って隠れた大型債務が浮上しても、とくに問題はなかったといえるのであろうか。リース分類上の小さな問題点からより大きな問題点への視野を広げて行くと、これからのリース会計基準のあり方および財務情報のあり方は自ずと明らかとなるように思われる。

2. 所有権移転外リースの例外処理：なぜ廃止後も延命できたのか

まず上記 (1) の所有権移転外ファイナンス・リースから検討する。2007 年にわが国リース基準が改訂される前は、FL を売買処理する所有権移転リースと、賃貸借処理する所有権移転外リースに分け、所有権移転外リースについては、注記することを要件に賃貸借処理 (オフバランス処理) を認める例外処理が罷り通っていた。その結果、わが国企業の大半はこの例外処理を活用してオフバランス処理を行っていたのである。この国際化の流れに反する例外処理を廃止する改訂作業は 2002 年から始まったが、「わが国のリース取引は“金融”ではなく“物融”だ」、「諸外国のリースとは異なるのだ」、という業界の抵抗により、改訂基準 (ASBJ13 号) が成立したのは 5 年後の 2007 年となった。さらに、基準改訂前からの取引については、引続き注記開示による新たな例外を認めてしまった (適用指針 79 項, 82 項)。改訂基準は大きな例外は廃止したが、既得権益化した例外まで完全には封じ込めることはできなかったのである。

3. FL と OL の分類基準

スカイマークのオフバランスされた最大のリース債務は上記 (2) のオペレーティング・リース 908 億円である。解約不能のものに係る未経過リース料は 1 年以内と 1 年超に区分して注記すれば賃貸借処理が認められている。①リース期間中のリース料総額の現在価値は合理的現金購入価額の“概ね”90%以上、②解約不能のリース期間は、経済的耐用年数の“概ね”75%以上、のいずれかに該当する場合は FL と判定する。“概ね”という幅を広げる言葉は使つて一が、数値基準であることに変わりはなく、契約条件を操作する可能性を残している。たとえば、上記①はリース期間延長オプションを使うことによって回避可能かも知れない。②は、技術進歩が著しい資産の場合、形式的耐用年数は 10 年であっても、経済的便益のイールドカーブは急速に右肩下がりになるため、経済的耐用年数は 7 年以下であろう。この点、リース再 ED が注目する延長オプションや経済的耐用年数の考え方には数値基準以上に厳しいものがある。

現に今回の倒産と同時に負債総額が急増した例は、リース再 ED を引き合いに出すまでもなく、OL のオフバランス処理にも問題があることを示している。理由は、①所有権そのものよりも、所有権から派生する使用权がリース資産になり得ること、②解約不能な契約に基づく使用料支払義務は負債の定義を十分満たすからである。

4. 上記以外の再 ED との比較相違点

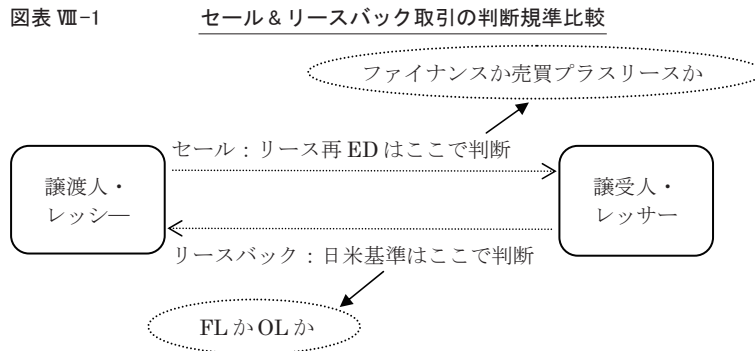
1) 不動産に係るリースについて

わが国の基準では、土地と建物に区分したうえで、土地部分を OL とみなすルールになっている。たしかに耐用年数無限大の土地の賃貸借契約は、実質所有よりも一定期間の土地用役を目的とするから、形式も実態も OL に分類できることが多いであろう。

リース再 ED も不動産リースを、タイプ B リース（現行基準では OL に相当する）に分類している。しかしながら、借手の使用权とその使用料債務をリース資産負債として認識するよう求めている。

2) セール & リースバックについて

セール & リースバックは 2 つの取引から成るが、同時に成立する 2 取引を実質 1 取引とみる IFRS15 号およびリース再 ED と、形式的に別々の取引とみる日米基準の相違については、すでに V 章 5 項で述べた。したがってここでは相違を図示するに止める。



3) 短期リースの簡便法

わが国基準では、リース資産に重要性が乏しい場合、簡便法が設けられている。次のような明確な数値基準が設けられ、①または②のいずれかを満たせば適用できる。

- ① リース期間が 1 年以内、
- ② リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下。

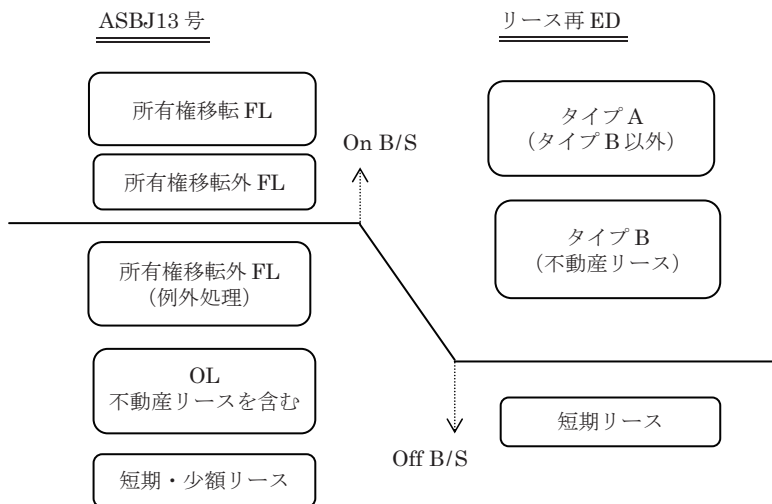
この数値基準はリース契約に複数のリース物件が含まれるときはその単位ごとに、異なる勘定

科目ごとに適用できるから、事務機器などの OL に便利である。

リース再 ED も短期リースを想定しているが、①期間は 1 年以内に限定することは同じだが、延長オプションを含めての 1 年であること、②金額の上限についての定めはない。しかも、レシーのパーチェス・オプション付きリース契約は短期リースから除外される。

以上を総合すると、わが国リース会計基準とリース再 ED の大きな違いを、下記図表Ⅷ-2 のように示すことができる(セール & リースバックを除く)。左側の日本基準では、例外掘のほか、オペレーティング・リース (OL) がオフバランスとなる。土地のリースも OL。スカイマークでは資産負債の主役である航空機リースも OL である。

図表 Ⅷ-2 わが国リース会計基準とリース再 ED の比較図



5. 資産負債アプローチがこれからの収益認識に及ぼす影響

1) 循環取引は発見し易くなる

伝統的会計の収益費用アプローチに対して、IFRS15 号は資産負債アプローチを採用している。わが国では売上高によって業界の地位をみる風土があるため、新収益認識規準によって売上高の水増しによる不正会計が減少するとは安易に期待できないが、売上高や売上総利益よりも当期純利益や一株当たり利益 (EPS) が重視されるようになることは間違いない。

ここでは、循環取引が純資産を蝕む仕組みをレビューし、資産価値重視が会計不正を防ぐプロセスを整理しておきたい。A 社と B 社の間で行うキャッチボール型循環取引は、その取引形態の不自然さから比較的早く発見できる。ところが、B 社のほかに C 社を巻き込む三角ベースボール型の循環取引となると発見までに時間がかかる。ねつ造された顧客契約もあり、顧客からの商品納入書もあるために発見困難になるのが循環取引だ。循環取引を仕掛ける A 社は、

B社とC社に対して協力口銭を払わなければならない。協力口銭の支払を隠すために、市場価格で売って高値で買い戻せば、ブーメランのように戻ってきた在庫商品は含み損失を抱え易い。含み損失は循環取引の回数が増えるほど膨張する。資産負債アプローチを強化すれば、循環取引の発見は早まる可能性はある。顧客契約の締結段階や定期的な在庫実査段階で、数量チェックだけでなく価格チェックを強化すれば、不自然な取引を発見するタイミングは早まるはずだ。

2) 証券化商品の現先取引を売却処理していたリーマン・ブラザーズ

2008年の金融危機でリーマン・ブラザーズ（以下、“LB”という）が破たんした理由の一つにレポ105取引がある。わが国では現先取引と呼ばれる、きわめて単純な資金調達取引である。サブプライム・ローン証券化証券を100で売却し短期間に金利相当額を上乗せして買戻す、同一相手先との同時売買契約取引だ。IFRS15号を待つまでもなく、当時のUS・GAAPに照らしても、契約形式よりも取引実態を見れば、短期間に買戻す有価証券は認識中止してはならず、入金額は負債である。ところが、LBは売却する資産が105%以上の価値ありと評価されれば、その売却は“actual sale”であるという例外ルールを設定して、500億ドルのサブプライム・ローン証券を売却処理し、入金額を負債の返済充てた。¹¹⁾

2010年の議会証言では、元OEOのファルド氏は、レポ105について、破綻の1年後に検査官から尋ねられるまで知らなかったという。Chapter11関係の報告書は、同社がこの取引を通じて、一時的に一部の資産を簿外に移したことで、財務の全体像を把握できなくなり、経営破たんにつながったとしている。もしCEO証言や報告書が正しいとすれば、財務報告は投資家に有用な情報を提供する前に、経営者をミスリードしない正当な情報作成を目的とすべきである。

6. 会計監査人に求められるのは「経済実態判断力」

これからの会計情報には、ローカル・ルールの適用範囲から公開企業を除外すること、また企業自身による取引の実態開示への努力と資産負債の見積りによる公正価値測定の妥当性確保が大前提となる。その上で、外部の目で実態開示と妥当性を検証してもらう必要がある。それをできるのはやはり会計監査人であり、それ以外には現実あり得ない。会計監査人に期待されるのは、会計基準が掲げるルールを遵守するだけでなく、会計基準の考え方やその基礎となっている概念フレームワークに照らして、契約・取引の実態を見究めるとともに、資産負債の会

11) 経営破たん直前のLBは、Chapter11報告書によれば、7,000億ドルの長期金融資産を、たった250億ドルの自己資本と1年以内の負債でファイナンスしていた。Repo105は逼迫する運転資金の調達しレバレッジを低くみせる手段であった。

計処理については企業の保有目的や使用実績などに照らして妥当性を判断するスタンスが期待される。

以上

参考文献

- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA/FASC) (2011) "Accounting for Revenue: A Framework for Standard Setting" *Accounting Horizons*, Vol.25, No.3
- Barker, R. et al. (2013) "Why is there inconsistency in accounting for liabilities in IFRS? An analysis of recognition, measurement, estimation and conservatism", *Accounting and Business Research*, Vol. 43, Routledge
- Glover, J. et al. (2014) "Old Hens Make the Best Soup": Accounting for the Earning Process and the IASB/FASB Attempts to Reform Revenue Recognition Accounting Standards, *Accounting for Europe*, Vol. /11, No.1.
- Karen Hunt-Ahmed (2013) *Contemporary Islamic Finance*, John Wiley & Sons, Inc.
- Paton, W. A. & A. G. Littleton (1940, Reprinted 1957) *An Introduction to Corporate Accounting Standards* AAA 中島省吾訳 [1959] 『会社会計基準序説』 森山書店。
- Schroeder, R. et al. (2014) *Financial Accounting, Theory and Analysis Text and Cases*, Eleventh Edition, Wiley & Sons, Inc.
- 井筒俊彦 (2001) 『イスラム文化 その根底にあるもの』 岩波文庫。
- 加藤久明 (2007) 『現代リース会計論』 中央経済社。
- 角谷典幸・菅原智 (2014) 「日本の会計専門家の判断力と会計規制のあり方」『経済科学』(名古屋大学) 61-4号。
- 潮見佳男 (1991) 『契約規範の構造と展開』 有斐閣。
- 鈴木均・濱田美紀 (2010) 「序章 地域的多様性のなかのイスラム金融」『世界に広がるイスラム金融』 アジア経済研究所。
- 吉井啓子 (2014) 「所有権の支分権」『比較法研究』 有斐閣。
- 藤田敬司 (2005) 『現代資産会計論』 中央経済社。
- 藤田敬司 (2011a) 「拡大する負債概念と収益および株主持分に与える影響」『三田商学研究』(慶応義塾大学) 第 54 卷第 3 号。
- 藤田敬司 (2011b) 「収益認識規準の構造的変革」『社会システム研究』(立命館大学) 23 号。
- 藤田敬司 (2013) 「ルール型会計基準から原則型会計基準へ、米国における IFRS への移行論議を中心として」『立命館経営学』第 52 卷, 第 1 号。
- 長岡慎介 (2011) 『現代イスラム金融論』 名古屋大学出版会。
- 万代勝信 (2013) 「収益認識プロジェクトの展開」『会計』第 184 卷, 第 3 号。